

9月までの申請
がおすすめです！

業務改善助成金のご案内

徳島県版

業務の効率化や生産性の向上につながる設備投資等の費用を助成

事業場毎に対象

コース区分により

助成率：最大 9割

助成上限額：最大600万円



設備投資の助成例

例を含め、業務が改善することが必要ですので事前にご相談ください。

【参考】徳島県内で活用された設備投資事例 →



【POSレジ、釣銭機、電子決済、券売機、注文専用タブレット】

対応時間の短縮



【ネット予約決済システム】

電話対応時間の短縮



【勤怠・給与管理ソフト】

勤怠・給与計算の効率化



【電動リフト・特種(8ナンバー)・福祉車両】

作業時間の短縮



【業務用電気機器、配膳用ロボット】

調理等の効率化



【電動車いす・スロープ】

介助作業効率の向上



裏面の「特例事業者」に該当する場合は、「乗用車」「パソコン」等も助成対象経費となります。

助成金を受けるための要件の概要

- 徳島県最低賃金との差額30円以内（現行の最賃では、855～885円）の労働者を使用していること。
 - 事業場内の最低賃金を30円以上引き上げること。
- 引き上げる労働者の労働時間が相当短い方も対象となる場合がありますので、ご確認ください。

徳島県内の事業者の助成率

引き上げる労働者の最も低い賃金額が現行最賃の場合

- ① 855～869円であれば、**助成率：9/10(90%)**
- ② 870～885円であれば、**助成率：8/10(80%)**

* ②でも生産性要件を満たせば、

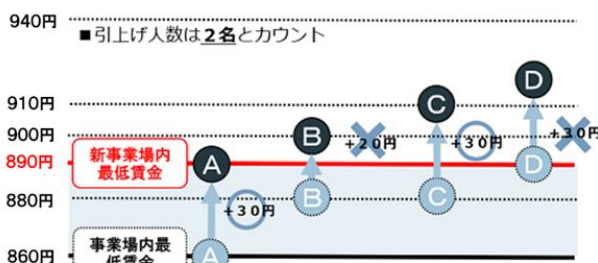
助成率：9/10(90%)



生産性要件：「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に加算

引き上げ労働者数の考え方

＜例：事業場内最低賃金860円を30円引き上げる場合＞



A・Cは引き上げ人数にカウント、Bは30円以上引き上げる必要がある。Dは既に新事業場内最低賃金以上なので30円以上引き上げてカウントしない。なお、A・C・Dを45円引き上げれば45円コース、3名のカウントとなる。（現行の最低賃金の場合の例）

賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額

(赤字)内は事業場規模30人未満の場合の上限額

コース
区分

1人

2～3人

4～6人

7人以上

10人以上

30円 30(60)万円 50(90)万円 70(100)万円 100(120)万円 120(130)万円

45円 45(80)万円 70(110)万円 100(140)万円 150(160)万円 180(180)万円

60円 60(110)万円 90(160)万円 150(190)万円 230(230)万円 300(300)万円

90円 90(170)万円 150(240)万円 270(290)万円 450(450)万円 600(600)万円



規模30人未満の事業場で860円で支払っていた最も低い労働者1名の賃金を60円UPし920円とした場合は、労働者1名60円引き上げコースに該当し、助成率9割、助成上限額110万円となります。（現行の最賃の場合の例）

申請期限：令和6年1月31日（事業完了期限：令和6年2月28日）

事業主

申請書の作成、提出

- ・申請書（添付資料）には以下の計画を記載する。
 - ①業務改善計画の策定（設備・器具の導入等）
 - ②賃金引き上げ計画の策定（事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ）
- ・申請書を労働局へ提出する。



労働局

審査、交付決定（1か月程度）

労働局において申請書の審査を行い、適正であれば助成金の交付決定を行う。

事業主

計画の実施（1～3か月程度）

事業主が計画に基づき、
 ①業務改善（設備導入等）
 ②助成対象経費の支払い
 ③賃金引き上げ  を実施する。
 ※2月末までに計画を完了する必要あり。
 賃金引き上げは申請書提出後であれば、交付決定前に実施してもよい。

事業主

実績報告書の作成、支給申請書の提出（提出期限：計画完了後1か月または4/10のいずれか早い日）

- ・実績報告書には以下を記載する。
 - ①業務改善計画の実施結果
 - ②助成対象経費の支払い結果
 - ③賃金引き上げ状況
- ・実績報告書を労働局へ提出する。

労働局

審査、金額確定（20日程度）

労働局において実績報告書の審査※を行い、助成金の金額を確定する。
 ※①業務改善（設備導入等）及び費用額の確認
 ②賃金引き上げの確認

助成金の支給

状況報告の提出

特例事業者

①または②のいずれかの要件を満たす事業者は、助成対象経費が拡大されます。

- ①売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- ②原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

【助成対象経費が拡大！】

生産性向上に資する設備投資

- ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入



さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。

関連する経費

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



〈生産性向上に資する設備投資〉

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入

〈関連する経費〉

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施
 関連する経費とは
 生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。



【制度のお問い合わせ先】

業務改善助成金
 コールセンター
 TEL0120-366-440

【ワンストップ相談窓口】

徳島働き方改革
 推進支援センター
 TEL0120-967-951

参考ウェブサイト

業務改善助成金

検索

最低賃金特設サイト

検索



交付申請書等の提出先は徳島労働局 雇用環境・均等室です

住所：〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階
 電話番号：088-652-2718